

山梨労働局

参加費
無料

定員
150名

事前
予約制

改正女性活躍推進法等説明会



2026年4月1日より従業員101人以上の企業は「男女間賃金差異」「女性管理職比率」の公表が義務化されます。

また、カスタマーハラスメントや、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するために雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります（施行日：公布（2025年6月11日）後1年6か月以内の政令で定める日）。

本説明会では、法改正のポイントと企業に求められる対応をわかりやすく解説します。

日時

2026年

1月27日 火

申込方法

二次元コードを読み取りホームページからお申込みください



会場

アイメッセ山梨 大会議室

山梨県甲府市大津町2192番地8

対象

企業の人事・労務担当者・経営者様 / 管理職の方々 / 女性活躍推進にご関心のある方
特に、新たに情報公表義務が生じる従業員101人以上の企業の皆様は必見です。

申込締切：1月20日（火）

<https://joseikatsuyaku.mhlw.go.jp/>

何が変わるの？

法改正2つの大きなポイント



女性活躍推進の強化

【対象：主に従業員101人以上の企業】

情報公表の義務が拡大されます

✓ 男女間の賃金差異

全労働者を対象とした男女の賃金の差異を算出し、公表する必要があります。

✓ 女性管理職比率

管理職に占める女性労働者の割合を算出し、公表する必要があります。

ハラスメント対策の強化

【対象：すべての企業】

事業主の防止措置が義務となります

✓ カスタマーハラスメント

顧客等からの著しい迷惑行為から従業員を守るための措置が求められます。

✓ 求職者等へのセクシュアルハラスメント

いわゆる「就活セクハラ」を防止するための措置が必要です。

※ ハラスメント対策の詳細は今後決定されるため、本説明会では概要のみの説明となります

こんなお悩み・疑問を個別に相談したい時は

「民間企業における女性活躍推進事業」の専門家派遣をご利用ください



- 何から手をつければ良いか、具体的な進め方がわからない
- 女性活躍の他社の取組事例を参考にして、自社に活かしたい
- 行動計画の策定や情報公表の具体的な方法を知りたい

ご相談はこちらから



説明会に関するお問い合わせはこちら
山梨労働局雇用環境・均等室



055-225-2851

（受付時間：平日 8:30～17:15）